

令和8年8月県議会

厚生常任委員会説明資料
(予算及び条例等関係)

健康福祉部
病院局

目 次

【予算関係議案】

令和8年度8月補正予算総括表	P 1
----------------	-----

議案第 1 号 令和8年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

○ 令和8年度8月補正予算課別一覧表	P 2
○ 健康福祉政策課	P 3
○ 高齢者支援課	P 4
○ 認知症施策・地域ケア推進課	P 5
○ 障がい者支援課	P 6

議案第 3 号 専決処分の報告及び承認について

○ 令和8年度8月専決予算課別一覧表	P 7
○ 健康福祉政策課	P 8
○ 認知症施策・地域ケア推進課	P 9
○ 障がい者支援課	P 10
○ 健康づくり推進課	P 11

議案第 60 号 令和8年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

○ 令和8年度8月補正（追号）予算課別一覧表	P 12
○ 健康福祉政策課	P 13
○ 健康危機管理課	P 16
○ 高齢者支援課	P 17

○ 社会福祉課	P 1 8
○ 子ども未来課	P 1 9
○ 子ども家庭福祉課	P 2 0
○ 障がい者支援課	P 2 1
○ 健康づくり推進課	P 2 3
○ 薬務衛生課	P 2 4

議案第 63 号 令和8年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

○ 令和8年度8月補正（追号）予算総括表	P 2 5
○ 病院局	P 2 6

【 条例等議案 】

議案第 8 号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（子ども未来課）	P 2 7
議案第 9 号	熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について（障がい者支援課）	P 3 3
議案第 10 号	熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（障がい者支援課）	P 3 5

【 報告 】

- 報告第 11 号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
○ 高齢者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 8
- 報告第 12 号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
○ 健康づくり推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 0
- 報告第 13 号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について
○ 薬務衛生課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 2
- 報告第 14 号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について
○ 薬務衛生課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 4

令和8年度 8月補正予算総括表

健康福祉部

一般会計 (単位:千円)

課 名	6月補正後の額	補正額				補 正 額 の 財 源 内 訳				8月補正後の額
		専決	通常	追号	計	特 定 財 源			一般財源	
						国支出金	地方債	その他		
健 康 福 祉 政 策 課	5,004,897	22,428,930	38,520	4,005,606	26,473,056	21,635,938	253,000	2,433,752	2,150,366	31,477,953
健 康 危 機 管 理 課	1,575,432			73,603	73,603		69,000		4,603	1,649,035
高 齢 者 支 援 課	2,842,641		13,571	4,197,871	4,211,442	3,243,548	967,000		894	7,054,083
認知症施策・地域ケア推進課	29,526,586	25,047	1,961		27,008	26,354			654	29,553,594
社 会 福 祉 課	5,263,937			88,166	88,166	56,782	11,000		20,384	5,352,103
子 ど も 未 来 課	25,968,761			3,873,259	3,873,259	3,079,107	794,000		152	29,842,020
子 ど も 家 庭 福 祉 課	12,276,013			51,415	51,415	45,205	6,000		210	12,327,428
障 が い 者 支 援 課	26,967,142	10,456	93,234	3,523,908	3,627,598	3,039,211	587,000		1,387	30,594,740
医 療 政 策 課	8,081,963									8,081,963
国保・高齢者医療課	51,266,614									51,266,614
健 康 づ くり 推 進 課	3,302,718	1,685		2,804	4,489	2,804			1,685	3,307,207
薬 務 衛 生 課	270,027			4,288	4,288		3,000		1,288	274,315
合 計	172,346,731	22,466,118	147,286	15,820,920	38,434,324	31,128,949	2,690,000	2,433,752	2,181,623	210,781,055

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	96,804									96,804
----------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------

国民健康保険事業特別会計

国保・高齢者医療課	173,649,694									173,649,694
健康づくり推進課	176,090									176,090
合 計	173,825,784									173,825,784

総 合 計	346,269,319	22,466,118	147,286	15,820,920	38,434,324	31,128,949	2,690,000	2,433,752	2,181,623	384,703,643
-------	-------------	------------	---------	------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-------------

令和8年度 8月補正予算 課別一覧表

健康福祉部

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
健 康 福 祉 政 策 課	27,433,827	38,520	27,472,347		31,000		7,520
健 康 危 機 管 理 課	1,575,432		1,575,432				
高 齢 者 支 援 課	2,842,641	13,571	2,856,212	9,047	4,000		524
認知症施策・地域ケア推進課	29,551,633	1,961	29,553,594	1,307			654
社 会 福 祉 課	5,263,937		5,263,937				
子 ど も 未 来 課	25,968,761		25,968,761				
子ども家庭福祉課	12,276,013		12,276,013				
障 が い 者 支 援 課	26,977,598	93,234	27,070,832	93,234			
医 療 政 策 課	8,081,963		8,081,963				
国保・高齢者医療課	51,266,614		51,266,614				
健康づくり推進課	3,304,403		3,304,403				
薬 務 衛 生 課	270,027		270,027				
合 計	194,812,849	147,286	194,960,135	103,588	35,000		8,698

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	96,804		96,804				
----------	--------	--	--------	--	--	--	--

国民健康保険事業特別会計

国保・高齢者医療課	173,649,694		173,649,694				
健康づくり推進課	176,090		176,090				
合 計	173,825,784		173,825,784				

総 合 計	368,735,437	147,286	368,882,723	103,588	35,000		8,698
-------	-------------	---------	-------------	---------	--------	--	-------

令和 8 年 度 8 月 補 正 予 算 説 明 資 料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
11	社 会 福 祉 総 務 費	1,032,631	38,520	1,071,151		31,000		7,520	1. 社会福祉諸費 <u>3,520</u> ・ 福祉総合情報システム運営費 福祉総合情報システムの改修 に要する経費の増 2. 福祉総合相談所費 <u>35,000</u> ・ 福祉総合相談所運営費 福祉総合相談所の改修工事に 要する経費の増
課 計		27,433,827	38,520	27,472,347		31,000		7,520	

令和 8 年 度 8 月 補 正 予 算 説 明 資 料

課名 高齢者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
31	民 生 施 設 補 助 災 害 復 旧 費		13, 571	13, 571	9, 047	4, 000		524	1. 社会福祉施設災害復旧費 ・ 老人福祉施設等災害復旧事業 令和 8 年梅雨前線に伴う大雨 で被災した高齢者関係施設等 の復旧に要する経費について 助成 13,571
課 計		2, 842, 641	13, 571	2, 856, 212	9, 047	4, 000		524	

令和 8 年 度 8 月 補 正 予 算 説 明 資 料

課名 認知症施策・地域ケア推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一般財源		
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
11	老 福 祉 人 費	29,530,674	1,961	29,532,635	1,307			654	1. 介護保険対策費 ・ ケアマネジメント活動推進事業 介護支援専門員の安全対策に 関する研修及び地域における 連携構築の支援に要する経費	1,961
課 計		29,551,633	1,961	29,553,594	1,307			654		

1,961

令和 8 年 度 8 月 補 正 予 算 説 明 資 料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
11	障 害 者 福 祉 費	17,952,384	93,234	18,045,618	93,234				1. 障がい者福祉諸費 <u>93,234</u> ・ 看護・福祉職員等処遇改善推進事業（障害分） 障害福祉サービス事業所等における賃上げに対する支援に要する経費の増
課 計		26,977,598	93,234	27,070,832	93,234				

令和8年度 8月専決予算 課別一覧表

健康福祉部

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
健康福祉政策課	5,004,897	22,428,930	27,433,827	18,505,641		2,133,752	1,789,537
健康危機管理課	1,575,432		1,575,432				
高齢者支援課	2,842,641		2,842,641				
認知症施策・地域ケア推進課	29,526,586	25,047	29,551,633	25,047			
社会福祉課	5,263,937		5,263,937				
子ども未来課	25,968,761		25,968,761				
子ども家庭福祉課	12,276,013		12,276,013				
障がい者支援課	26,967,142	10,456	26,977,598	10,456			
医療政策課	8,081,963		8,081,963				
国保・高齢者医療課	51,266,614		51,266,614				
健康づくり推進課	3,302,718	1,685	3,304,403				1,685
薬務衛生課	270,027		270,027				
合 計	172,346,731	22,466,118	194,812,849	18,541,144		2,133,752	1,791,222

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	96,804		96,804				
----------	--------	--	--------	--	--	--	--

国民健康保険事業特別会計

国保・高齢者医療課	173,649,694		173,649,694				
健康づくり推進課	176,090		176,090				
合 計	173,825,784		173,825,784				

総 合 計	346,269,319	22,466,118	368,735,437	18,541,144		2,133,752	1,791,222
-------	-------------	------------	-------------	------------	--	-----------	-----------

令和 8 年 度 専 決 処 分 の 報 告 及 び 承 認 に つ い て

(専第 1 7 号 令和 8 年 8 月 1 3 日)

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
47	社 会 福 祉 総 務 費	1,011,631	21,000	1,032,631				21,000	1. 地域福祉振興費 ・ 災害ボランティアバス運行事業 被災地における災害ボラン ティアバス運行に要する経費 <u>21,000</u>
49	災 害 救 助 費	1,207,705	22,407,930	23,615,635	18,505,641		2,133,752	1,768,537	1. 災害救助対策費 ・ 災害救助事業 災害救助法に基づく救助に要 する経費 <u>22,407,930</u>
課 計		5,004,897	22,428,930	27,433,827	18,505,641		2,133,752	1,789,537	

令和 8 年度 専決処分の報告及び承認について

(専第 1 7 号 令和 8 年 8 月 1 3 日)

課名 認知症施策・地域ケア推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
47	老 人 福 祉 費	29,505,627	25,047	29,530,674	25,047				1. 高齢者福祉対策費 25,047 (1)復興リハビリテーションセンタ ー設置・運営事業 専門職の登録、コーディネー ト及び派遣を行う「熊本県復 興リハビリテーションセンタ ー」設置に要する経費 7,198 (2)被災高齢者等把握事業 17,849 被災した在宅高齢者等への個 別訪問による現状把握及び支 援機関へのつなぎ等の支援に 要する経費について助成
課 計		29,526,586	25,047	29,551,633	25,047				

令和 8 年 度 専 決 処 分 の 報 告 及 び 承 認 に つ い て

(専第 1 7 号 令和 8 年 8 月 1 3 日)

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
47	障 害 者 福 祉 費	17,941,928	10,456	17,952,384	10,456				1. 障がい者福祉諸費 <u>10,456</u> ・被災障がい者把握事業 被災した在宅障がい者等への 個別訪問による現状把握及び 支援機関へのつなぎ等の支援 に要する経費について助成
課 計		26,967,142	10,456	26,977,598	10,456				

令和 8 年度 専決処分の報告及び承認について

(専第 17 号 令和 8 年 8 月 13 日)

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一般財源		
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
51	公衆衛生 総 務 費	3,006,568	1,685	3,008,253				1,685	1. 健康づくり推進費 ・ 熊本地震保健活動支援事業 食の要配慮者に対する特殊米 養食品の提供体制の確保に要 する経費について助成	<u>1,685</u>
課 計		3,302,718	1,685	3,304,403				1,685		

令和8年度 8月補正(追号)予算 課別一覧表

健康福祉部

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
健 康 福 祉 政 策 課	27,433,827	4,005,606	31,439,433	3,130,297	222,000	300,000	353,309
健 康 危 機 管 理 課	1,575,432	73,603	1,649,035		69,000		4,603
高 齢 者 支 援 課	2,842,641	4,197,871	7,040,512	3,234,501	963,000		370
認知症施策・地域ケア推進課	29,551,633		29,551,633				
社 会 福 祉 課	5,263,937	88,166	5,352,103	56,782	11,000		20,384
子 ど も 未 来 課	25,968,761	3,873,259	29,842,020	3,079,107	794,000		152
子ども家庭福祉課	12,276,013	51,415	12,327,428	45,205	6,000		210
障 が い 者 支 援 課	26,977,598	3,523,908	30,501,506	2,935,521	587,000		1,387
医 療 政 策 課	8,081,963		8,081,963				
国保・高齢者医療課	51,266,614		51,266,614				
健康づくり推進課	3,304,403	2,804	3,307,207	2,804			
薬 務 衛 生 課	270,027	4,288	274,315		3,000		1,288
合 計	194,812,849	15,820,920	210,633,769	12,484,217	2,655,000	300,000	381,703

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	96,804		96,804				
----------	--------	--	--------	--	--	--	--

国民健康保険事業特別会計

国保・高齢者医療課	173,649,694		173,649,694				
健康づくり推進課	176,090		176,090				
合 計	173,825,784		173,825,784				

総 合 計	368,735,437	15,820,920	384,556,357	12,484,217	2,655,000	300,000	381,703
-------	-------------	------------	-------------	------------	-----------	---------	---------

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
14	社 会 福 祉 総 務 費	1,032,631	595,672	1,628,303	595,672				1. 社会福祉諸費 <u>595,672</u> ・ 地域支え合いセンター運営支援事業 ①「地域支え合いセンター支援事務所」の運営に要する経費の増 ②市町村が「地域支え合いセンター」を設置・運営するための経費に対する助成額の増
16	災 害 救 助 費	23,615,635	3,076,862	26,692,497	2,534,625		300,000	242,237	1. 災害救助対策費 <u>2,934,362</u> ・ 災害救助事業 災害救助法に基づく救助に要する経費の増 2. 災害弔慰金・見舞金 <u>142,500</u> ・ 災害弔慰金事業 災害により死亡した被災者の遺族に対する災害弔慰金及び重度の障害を受けた被災者に対する災害障害見舞金を支給する市町村への負担金

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
16	災 害 援 護 資 金 貸 付 金		297,120	297,120		198,000		99,120	1. 災害援護資金貸付金 <u>297,120</u> ・ 災害援護資金貸付金 被災者に対し災害援護資金の 貸付けを行う市町村への貸付 金
17	保 健 環 境 科 学 研 究 所 費	272,606	11,828	284,434				11,828	1. 管理運営費 <u>11,828</u> ・ 保健環境科学研究所運営費 被災した保健環境科学研究所 の物品購入及び修繕等に要す る経費
35	公 衆 衛 生 災 害 復 旧 費		24,124	24,124		24,000		124	1. 公衆衛生施設災害復旧費 <u>24,124</u> ・ 保健環境科学研究所災害復旧事 業 被災した保健環境科学研究所 の復旧に要する経費
課 計		27,433,827	4,005,606	31,439,433	3,130,297	222,000	300,000	353,309	

債務負担行為補正（設定）

課名 健康福祉政策課 （一般会計）

（単位：千円）

議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
6	保健環境科学研究所災害復旧事業	令和 9 年度	14, 126

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一般財源		
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
35	公衆衛生 災害復旧費		73,603	73,603		69,000		4,603	1. 公衆衛生施設災害復旧費 ・ 公衆衛生施設災害復旧事業 被災した公衆衛生施設等の復 旧に要する経費	<u>73,603</u>
課 計		1,575,432	73,603	1,649,035		69,000		4,603		

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 高齢者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
14	社 会 福 祉 総 務 費	247,786	12,500	260,286	12,500				1. 社会福祉諸費 <u>12,500</u> ・ 社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業 被災した高齢者関係施設等への応援職員の派遣等に要する経費について助成
34	民 生 施 設 補 助 災 害 復 旧 費		4,185,371	4,185,371	3,222,001	963,000		370	1. 社会福祉施設災害復旧費 <u>4,185,371</u> ・ 老人福祉施設等災害復旧事業 被災した高齢者関係施設等の復旧に要する経費について助成
課 計		2,842,641	4,197,871	7,040,512	3,234,501	963,000		370	

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 社会福祉課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
14	社 会 福 祉 総 務 費	151,052	21,085	172,137	10,542			10,543	1. 生活福祉資金貸付事業費 <u>21,085</u> ・ 貸付事務費補助 （福）県社会福祉協議会が行 う生活福祉資金特例貸付の事 務経費について助成
15	生 活 保 護 総 務 費	1,049,042	29,581	1,078,623	19,990			9,591	1. 生活保護事務費 <u>29,581</u> (1)生活困窮者総合相談支援事業 <u>13,724</u> 被災が著しい地域における総 合相談支援体制の拡充に要す る経費 (2)生活困窮者自立支援プラン推進 事業 <u>15,857</u> 被災が著しい地域における家 計相談支援、子どもの学習・ 生活支援の拡充に要する経費
34	民 生 施 設 補 助 災 害 復 旧 費		37,500	37,500	26,250	11,000		250	1. 社会福祉施設災害復旧費 <u>37,500</u> ・ 救護施設災害復旧事業 被災した救護施設の復旧に要 する経費について助成
課 計		5,263,937	88,166	5,352,103	56,782	11,000		20,384	

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 子ども未来課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
34	民 生 施 設 補 助 災 害 復 旧 費		3, 873, 259	3, 873, 259	3, 079, 107	794, 000		152	1. 児童福祉施設災害復旧費 ・ 児童福祉施設等災害復旧事業 被災した児童福祉施設等の復 旧に要する経費について助成
課 計		25, 968, 761	3, 873, 259	29, 842, 020	3, 079, 107	794, 000		152	

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
34	民 生 施 設 補 助 災 害 復 旧 費		51,415	51,415	45,205	6,000		210	1. 児童福祉施設災害復旧費 ・ 児童福祉施設等災害復旧事業 被災した児童福祉施設等の復 旧に要する経費
課 計		12,276,013	51,415	12,327,428	45,205	6,000		210	

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
14	障 害 者 福 祉 費	17,952,384	7,500	17,959,884	7,500				1. 障がい者福祉諸費 <u>7,500</u> ・ 社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業（障がい分） 応援派遣調整団体が行う被災施設への応援職員派遣等に要する経費について助成
17	精 神 保 健 費	279,179	36,641	315,820	36,641				1. 精神保健費 <u>36,641</u> ・ こころのケアセンター運営事業（令和8年熊本地震分） 医師等による被災者及び支援者への心のケアの実施に要する経費

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
34	民 生 施 設 補 助 災 害 復 旧 費		3, 479, 767	3, 479, 767	2, 891, 380	587, 000		1, 387	1. 障がい者福祉施設災害復旧費 <u>3, 458, 600</u> ・ 障がい児者福祉施設等災害復旧事業 被災した障害福祉サービス事業所等の復旧に要する経費について助成 2. 児童福祉施設災害復旧費 <u>21, 167</u> ・ こども総合療育センター災害復旧事業 被災したこども総合療育センターの診療機器等の買い替え等に要する経費
課 計		26, 977, 598	3, 523, 908	30, 501, 506	2, 935, 521	587, 000		1, 387	

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
18	医 務 費	155,285	2,804	158,089	2,804				1. 歯科行政費 <u>2,804</u> ・ 熊本地震口腔ケアサポート体制 推進事業 応急仮設住宅等における被災 者の誤嚥性肺炎予防のための 歯科衛生士等による口腔ケア 等の実施に要する経費
課 計		3,304,403	2,804	3,307,207	2,804				

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

課 名 薬務衛生課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
18	薬 務 費	90,586	886	91,472				886	1. 薬務行政費 ・ 麻薬取締費 被災した保健環境科学研究所 の試薬購入に要する経費886
35	公衆衛生 災害 復旧費		3,402	3,402		3,000		402	1. 公衆衛生施設災害復旧費 ・ 保健環境科学研究所災害復旧 事業 被災した保健環境科学研究所 の検査機器の買い替え等に要 する経費3,402
課 計		270,027	4,288	274,315		3,000		1,288	

令和8年度8月補正（追号）予算 総括表

病 院 局

（単位：千円）

		収 益 的 収 支			資 本 的 収 支		
会計名	区 分	収 入	支 出	損 益	収 入	支 出	差 引
病 院 事 業 会 計	補正前の額	1,704,475	1,703,417	1,058	45,000	405,866	-360,866
	補 正 額	0	0	0	9,145	9,975	-830
	計	1,704,475	1,703,417	1,058	54,145	415,841	-361,696

- （注） 1 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用をいう。
 2 資本的収支とは、建物・施設の建設や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入をいう。
 なお、資本的支出が収入を上回る部分は、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填する。

令和 8 年 度 8 月 補 正 (追 号) 予 算 説 明 資 料

部局名 病院局 (病院事業会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
59	資 本 的 支 出	405,866	9,975	415,841	5,659	2,000	2,316		1. 建設改良費 <u>9,975</u> ・ 施設整備費 被災した県立こころの医療セ ンターの復旧に要する経費
計		405,866	9,975	415,841	5,659	2,000	2,316		

第 8 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成19年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第15条を第16条とし、第14条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第15条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学
校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置
に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等を
いう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合
に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事
する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するもの

をいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第6条中「附則第3条」を「第4条第5項及び附則第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条 第4条第5項及び附則第5条の2の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者(第4条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第11条の3 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第42条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第46条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の保育士の員数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第69条第23項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第3条、第5条及び第6条の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなけ

ればならない。

附則第3条中「この条において」を削り、同条ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項、附則第5条又は附則第6条の規定により保育士とみなされる者及び第46条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第7条中「附則第3条」を「第46条第3項、附則第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保育士の配置特例に係る支援体制の確保）

第7条の2 第46条第3項及び附則第3条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第46条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第3項中「次項及び附則第7条」を「第5項及び附則第7条」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」を「教育保育従事職員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下この条及び附則において「教育保育従事職員」という。）については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大

学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、教育保育従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条中「同項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「教育保育従事職員」という。)」を「教育保育従事職員」に改める。

附則第7条中「前3条」を「第5条第4項及び前3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 第5条第4項及び附則第6条の2の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の教育保育従事職員(第5条第4項ただし書の規定による支援を行う教育保育従事職員を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第5条第3項の規定」の次に「(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。)」を加え、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第 3 項中「当分の間」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間」に改め、「第 4 6 条第 2 項の規定」の次に「（満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加え、同項を附則第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第 2 条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 4 6 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第 2 条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 4 6 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間」に改め、「第 3 条第 1 項の規定」の次に「（満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第 1 条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第 3 条第 1 項の規定（満 4 歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第 1 条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第 3 条第 1 項の規定（満 4 歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第 1 5 条を同条例第 1 6 条とする改正規定及び同条例第 1 4 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、第 2 条中熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 1 1 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに第 3 条中熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第 3 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の
認定要件に関する条例等の一部を改正する条例（案）
の概要

子ども未来課

議案番号	条 例 名	内 容
第8号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例	1 条例改正の趣旨 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、関係規定を整理する。 2 内容 次の4条例について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、関係規定の整理を行う。 (1) 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例【第1条】 (2) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第2条】 (3) 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例【第3条】 (4) 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例【第4条】 ① 「児童対象性暴力等の防止に係る規定」の新設 (第1、2、3条関係) ② 「専門職を保育士とみなす規定」、「保育士による支援体制の確保に係る規定」の新設 (第1、2、3条関係) ③ 保育所等における3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定 (第4条関係) 3 施行期日 公布の日。ただし、2①に係る規定については、令和8年12月25日。

第 9 号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成 1 9 年熊本県条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までの規定中「第 3 8 条の 2 第 3 項」を「第 3 8 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例 (案) の概要

障がい者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 9 号	熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	1 条例改正の趣旨 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理する。 2 内 容 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整理を行う。(第1条―第3条関係) 3 施行期日 公布の日

第 10 号

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第34条」を「第34条、第47条」に改める。

第78条中「第46条まで、第48条から第51条」を「第51条まで」に改める。

第78条の2、第81条の9及び第89条中「第46条まで、第48条から第51条まで」を「第51条まで」に改める。

（熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 4 3 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第 2 4 条の 1 1 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 1 5 号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等
の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例 (案) の概要

障がい者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 1 0 号	熊本県指定通所 支援の事業等の 人員、設備及び 運営の基準等に 関する条例及び 熊本県指定障害 児入所施設等の 人員、設備及び 運営の基準等に 関する条例の一 部を改正する条 例	1 条例改正の趣旨 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定を整理する。 2 内容 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等の一部改正に伴い、関係規定の整理を行う。 (1) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例における児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の必要な措置を講じることの義務付け。（第47条）※第59条、第78条、第78条の2、第81条の9、第89条」について、準用する条項に第47条を追加。 (2) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例における児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の必要な措置を講じることの義務付け。（第43条） 3 施行期日 令和8年12月25日

報告第 11 号

一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団
法人熊本さわやか長寿財団の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関す
る書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況の概要について 高齢者支援課

1 財団の概要

- (1) 設立年月日 平成3年11月1日
- (2) 設立目的 高齢者の積極的な社会活動の促進を図るための生きがいと健康づくりに関する事業を行い、もって活力を持ちながら長寿を喜べる社会の実現に寄与することを目的とする。
- (3) 主な出捐者 熊本県、全市町村、民間企業等

2 令和7年度事業報告 (主なもの)

- (1) 熊本さわやか大学の開校
高齢者の「生きがい再発見」、「仲間づくり」、「社会参加」や、高齢社会のリーダーの育成を目的として講座を開講。(受講者数50人)
- (2) シニア美術展の開催
高齢者の発表の場を設けることにより、文化活動を促進し、生きがいづくりを推進するため開催。(出展作品数262点)
- (3) 全国健康福祉祭ぎふ大会への選手派遣及び美術作品の出展
全国健康福祉祭ぎふ大会にスポーツ等選手団を派遣するとともに、作品を出展し、他県の高齢者等との交流を図った。(派遣選手数125人、出展数10点)

3 令和7年度決算 (概要)

- (1) 経常収益 34,859,423円
- (2) 経常費用 26,527,000円
- (3) 当期経常増減額 56,778,480円
- △21,919,057円

4 令和8年度事業計画 (主なもの)

- (1) 熊本さわやか大学の開校
高齢者の生きがい・健康づくり等の促進を図りながら、高齢社会を活性化させるリーダーを育成するために、熊本市内と八代市内で開校。
- (2) シニア美術展の開催
高齢者の文化活動を促進し、生きがいづくりを推進するため、熊本県立美術館分館において開催。
- (3) 全国健康福祉祭埼玉大会への選手派遣及び美術作品の出展
高齢者の健康保持と交流機会の拡大を図り、新しい仲間づくりや積極的な社会参加を促進するため、スポーツ等選手団を派遣するとともに、作品を出展する。

5 令和8年度予算 (概要)

- (1) 経常収益 37,357,000円
- 内訳 (主なもの) 県補助金 26,527,000円
- (2) 経常費用 64,532,000円
- (3) 当期経常増減額 △27,175,000円

報告第 12 号

公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県総合保健センターの令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関
する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 財団の概要

(1) 設立年月日 昭和60年3月27日 財団法人熊本県成人病予防協会として設立

平成17年4月1日 財団法人熊本県総合保健センターに名称変更

平成24年4月1日 公益財団法人に移行

(2) 設立目的 公衆衛生の重要な課題である生活習慣病予防や、がん予防のために県民の健康診断・検診・保健指導、普及啓発等の事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。

(3) 主な出捐者 熊本県、熊本県医師会、結核予防会熊本県支部、熊本県対がん協会

2 令和7年度事業報告 (主なもの)

(1) 精密検査受診率の向上に資する取組み

精密検査に係る未受診理由を精査し、受診勧奨に係る通知内容の見直しを行った。また、受診勧奨を2回実施している自治体については、肺・胃・子宮頸・乳がんの精密検査受診率において100%を達成した。

(2) 受診者の満足度向上及び業務効率化に向けた取組み

検診の Web 予約システムの運用を令和7年10月より一部事業所や健保組合を対象に開始し、電話対応にかかっていた時間を大幅に削減することができた。

(3) 新センターの建設計画

訓練棟の解体工事について、入札により施工者を選定、令和8年2月に工事を完了した。また、同月、新センターの実施設計業務を完了した。

3 令和7年度決算 (概要)

(1) 経常収益 2, 247, 164, 000円

(2) 経常費用 2, 023, 499, 375円

(3) 当期経常増減額 223, 664, 625円

4 令和8年度事業計画 (主なもの)

(1) 生産性向上を目的としたIT化・DX化の推進
勤怠管理業務等の電子化により業務の効率化を図る。

(2) 人材力の強化

人材育成や専門性の強化による医療の質向上を図る。

(3) 新センターの建設着工

令和8年4月から建設工事に着手し、令和9年10月に新本館棟の建設完了を予定している。

5 令和8年度予算 (概要)

(1) 経常収益 2, 268, 066, 000円

(2) 経常費用 2, 193, 866, 000円

(3) 当期経常増減額 74, 200, 000円

報告第 13 号

公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県移植医療推進財団の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関
する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況の概要について

薬務衛生課

1 財団の概要	
(1) 設立年月日	昭和54年3月29日（平成25年4月1日公益財団法人移行）
(2) 設立目的	アイバシク事業及び移植医療の普及推進に関する事業を行い、視覚障がい者及び臓器不全患者の機能回復に資するとともに、目と臓器に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
(3) 主な出捐者	熊本県、全市町村、肥後銀行などの民間企業及び団体等

2 令和7年度事業報告（主なもの）

- (1) 普及啓発事業
移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう、ポスター等の作成及び市民公開講座等を開催するなど、移植医療に関する知識の普及啓発を行った。
- (2) 摘出あっせん業務
角膜、強膜の疾患等により、視力低下又は失明した方を角膜、強膜の移植により視力を回復させることを目的に、安全性の確保された角膜、強膜のあっせんを公平、公正に行った。（提供者数 9名、移植実施者数 19名）
- (3) 組織適合検査（HLA検査）費用の助成
腎移植希望者の新規登録のための組織適合検査（HLA検査）費用が、税込25,920円～30,000円と高額なことから検査費用の一部を補助した。（9,000円/人、実績35件）

3 令和7年度決算（概要）

(1) 経常収益	30,155,704円
内訳（主なもの）	事業収益 21,959,847円
	寄付金等 4,136,502円
(2) 経常費用	35,007,694円
内訳（主なもの）	移植推進事業費 29,648,209円
(3) 当期経常増減額	△4,851,990円

4 令和8年度事業計画（主なもの）

令和7年度と同様の内容

5 令和8年度予算（概要）

(1) 経常収益	32,195,000円
内訳（主なもの）	事業収益 22,207,000円
	寄付金等 5,997,000円
(2) 経常費用	32,195,000円
内訳（主なもの）	移植推進事業費 26,993,000円
(3) 当期経常増減額	0円

報告第 14 号

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木村 敬

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況の概要について 薬務衛生課

1 財団の概要

- (1) 設立年月日 昭和 5 8 年 3 月 2 2 日 (平成 2 5 年 4 月 1 日公益財団法人移行)
- (2) 設 立 目 的 生活衛生関係営業 (以下「生衛業」という。) の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
- (3) 主な出捐者 熊本県、県内 1 1 業種の生活衛生同業組合

2 令和 7 年度事業報告 (主なもの)

- (1) 生活衛生関係営業指導事業
指導センターの経営指導員による経営相談指導、店舗や衛生施設等の整備に伴う融資相談助言等及び生衛業に対する苦情相談を行い、生衛業の経営の健全化を図ることができた。
- (2) 生衛業景気動向調査等事業
日本政策金融公庫からの調査事業として、県内 7 0 の生衛業者に対して採算、景況等の景気動向や設備投資の動向を 4 半期ごとに調査した。なお、調査結果は、公庫及び全国センターのホームページで公開された。
- (3) 生活衛生営業振興助成事業
県内 1 1 の生活衛生同業組合が実施する「生衛業の活性化事業」、「知識・技術等修得事業」等に対し助成を行い、生衛業の振興を図ることができた。

3 令和 7 年度決算 (概要)

- (1) 経常収益
内訳 (主なもの) 県補助金 2 8, 8 0 5, 1 0 0 円
事業収益 2 6, 1 6 3, 0 0 0 円
2, 1 5 2, 5 0 0 円
- (2) 経常費用
内訳 (主なもの) 生活衛生関係営業指導事業 2 8, 9 2 9, 7 2 2 円
生活衛生関係営業指導事業 2 4, 1 3 3, 7 5 7 円
生活衛生営業振興助成事業 3, 3 8 8, 0 0 0 円
△ 1 2 4, 6 2 2 円
- (3) 当期経常増減額

4 令和 8 年度事業計画 (主なもの)
令和 7 年度と同様の事業を実施する。

5 令和 8 年度予算 (概要)

- (1) 経常収益
内訳 (主なもの) 県補助金 2 3, 3 6 3, 0 6 0 円
事業収益 2 0, 8 5 0, 0 0 0 円
2, 0 3 6, 5 6 0 円
- (2) 経常費用
内訳 (主なもの) 生活衛生関係営業指導事業 2 3, 3 6 2, 6 7 2 円
生活衛生関係営業指導事業 1 8, 6 0 7, 6 9 6 円
生活衛生営業振興助成事業 3, 3 8 8, 0 0 0 円
3 8 8 円
- (3) 当期経常増減額